明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令（総務一五）　二
〔規　則〕
○犯罪捜査規範及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則（国家公安委四）　二
〔告　示〕
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（法務六一）　三
○日本国に帰化を許可する件（同六二）　三
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第四項第一号ロ(1)及び(2)の規定に基づき令和二年度、令和三年度及び令和四年度の全ての都道府県に係る年齢階層に属する被保険者に係る医療費指数算定基礎額の総額及び被保険者の総数として厚生労働大臣が定める額及び数を定める件（厚生労働七八）　四
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき令和六年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同七九）　五
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき令和六年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同八〇）　五
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和六年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を定める件（同八一）　六
○森林法施行令第九条の規定に基づき、農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件の一部を改正する件（農林水産五二三）　六
○森林法施行規則第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を指定する件の一部を改正する件（同五二四）　六
○保安林の指定をする件（同五二五～五三二）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同五三三～五三七）　七
○商品先物取引法第百五十五条第二項及び第百五十六条第二項の規定に基づき、株式会社堂島取引所から上場商品指数の範囲の変更に係る定款及び業務規程の変更の認可の申請書の提出があった件（農林水産・経済産業一）　八
○高速自動車国道に関する件（国土交通一七四、一七五）　九
〔国会事項〕　九
〔官庁報告〕
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（福島労働局最低工賃公示一）　九
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（九州運輸局最低賃金公示一）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　二九

# 省　令

**○総務省令第十五号**

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十五日

総務大臣　松本　剛明

登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 目次<br>［第一章～第四章　略］<br>第五章　雑則（第二十三条・第二十四条）<br>附則<br>**第五章　雑則**<br>（公表）<br>**第二十三条**　総務大臣は、登録検査等事業者等に係る次に掲げる事項を公表するものとする。<br>一　登録検査等事業者等の名称<br>二　登録検査等事業者等の住所<br>三　登録又はその更新の年月日<br>四　登録番号<br>五　有効年月日（登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）に限る。）<br>六　無線設備等の点検の事業のみを行う者にあっては、その旨<br>２　前項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。<br>**第二十四条**　［略］ | 目次<br>［第一章～第四章　同上］<br>第五章　雑則（第二十三条）<br>附則<br>**第五章**　雑則<br>［新設］<br>**第二十三条**　［同上］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

# 規　則

**○国家公安委員会規則第四号**

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、犯罪捜査規範及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月十五日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

犯罪捜査規範及び犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則

（犯罪捜査規範の一部改正）

**第一条**　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （引致状の執行）<br>**第268条**　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）第１項及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第６項（同法第73条の３第４項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第257条及び第259条第１項中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第260条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。 | （引致状の執行）<br>**第268条**　第257条（検察官の指揮による執行）、第259条（有効期間内に執行不能の場合）第１項及び第260条（勾引状等執行不適の場合）の規定は、更生保護法（平成19年法律第88号）第63条第６項（同法第73条の３第４項及び売春防止法（昭和31年法律第118号）第26条第２項において準用する場合を含む。）の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たる場合について準用する。この場合において、第257条及び第259条第１項中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、第260条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「指揮をした」とあるのは「嘱託をした」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。 |

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

**第二条**　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （令第３条の国家公安委員会規則で定める給付等）<br>**第12条**　令第３条の国家公安委員会規則で定める給付等は、次のとおりとする。<br>［(1)～(17)　略］<br>［号を削る。］<br>(18)～(27)　［略］<br>（法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合）<br>**第15条の２**　法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>(1)　［略］<br>(2)　少年法第24条第１項第２号又は第３号の規定による保護処分として少年院又は児童自立支援施設に送致をされ、収容をされた場合 | （令第３条の国家公安委員会規則で定める給付等）<br>**第12条**　［同左］<br>［(1)～(17)　同左］<br>(18)　婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第12条第１項の規定による手当金<br>(19)～(28)　［同左］<br>［一号ずつ繰り上げる。］<br>（法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合）<br>**第15条の２**　［同左］<br>(1)　［同左］<br>(2)　少年法第24条第１項第２号若しくは第３号の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致をされ、収容をされた場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条第１項の規定による補導処分として婦人補導院に収容をされた場合 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

（施行期日）

1　この規則は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日前に行われた犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二条第一項に規定する犯罪行為による死亡、同条第五項に規定する重傷病又は同条第六項に規定する障害を原因とする同条第七項に規定する犯罪被害者等給付金については、この規則による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第十二条及び第十五条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。